

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

| | |
|-------------|---|
| 行政処分等の年月日 | 令和5年2月2日 |
| 事業者の氏名又は名称 | 有限会社山下運送(法人番号6480002006603)(代表者 山下祐司) |
| 事業者の所在地 | 徳島県名西郡石井町石井字石井1797番地 |
| 営業所の名称 | 本社営業所 |
| 営業所の所在地 | 徳島県名西郡石井町石井字石井1797 |
| 行政処分等の内容 | 輸送施設の使用停止(30日車)、文書警告 |
| 主な違反の条項 | 貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号、第4項 |
| 違反行為の概要 | <p>令和4年11月11日及び同年同月29日、労働局と合同で監査を実施したところ、5件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間及び連続運転時間の限度を超え、また所定の休息期間が十分確保されない状態で乗務していた者があったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)</p> <p>(2)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、1箇月の拘束時間の限度を超えて乗務していた者があったこと(安全規則第3条第4項)</p> <p>(3)運転者に対する点呼が確実になされていなかったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)</p> <p>(4)運転者に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項)</p> <p>(5)運転者台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第9条の5第1項)</p> |
| 当該違反点数(営業所) | 3点 |
| 違反点数(事業者) | 3点 |

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

| | |
|-------------|--|
| 行政処分等の年月日 | 令和5年2月9日 |
| 事業者の氏名又は名称 | 有限会社奈良商事(法人番号1470002015205)(代表者 奈良恵丞) |
| 事業者の所在地 | 香川県坂出市林田町3245-3 |
| 営業所の名称 | 本社営業所 |
| 営業所の所在地 | 香川県坂出市林田町3186番地9 |
| 行政処分等の内容 | 輸送施設の使用停止(30日車)、文書警告 |
| 主な違反の条項 | 貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号、第4項 |
| 違反行為の概要 | <p>令和4年11月11日、公安委員会からの通報を端緒として監査を実施したところ、8件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、連続運転時間の限度を超えて乗務していた者があったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)</p> <p>(2)運転者に対する点呼が確実になされていなかったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)</p> <p>(3)運転者に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項)</p> <p>(4)運転者の乗務について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第8条)</p> <p>(5)運転者台帳の作成が確実になされていなかったこと(安全規則第9条の5第1項)</p> <p>(6)運転者台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第9条の5第1項)</p> <p>(7)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督が不適切であったこと(安全規則第10条第1項)</p> <p>(8)新たに雇い入れした運転者及び高齢運転者に対して事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項についての特別な指導が不適切であったこと(安全規則第10条第2項)</p> |
| 当該違反点数(営業所) | 3点 |
| 違反点数(事業者) | 3点 |

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

| | |
|-------------|--|
| 行政処分等の年月日 | 令和5年2月13日 |
| 事業者の氏名又は名称 | 有限会社宮窪総合運送(法人番号7500002020014)(代表者 渡部伸吾) |
| 事業者の所在地 | 愛媛県今治市吉海町名2690番地 |
| 営業所の名称 | 今治営業所 |
| 営業所の所在地 | 愛媛県今治市クリエイティブヒルズ5番地2 |
| 行政処分等の内容 | 輸送施設の使用停止(90日車)、文書警告 |
| 主な違反の条項 | 貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号、第4項 |
| 違反行為の概要 | <p>令和4年9月13日及び同年11月11日、労働局と合同で監査を実施したところ、8件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間及び連続運転時間の限度を超え、乗務していた者があったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)</p> <p>(2)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、運転者が一の運行における最初の勤務を開始してから最後の勤務を終了するまでの時間が144時間を超えていた者がいたこと(安全規則第3条第4項)</p> <p>(3)運転者に対する点呼の実施結果の記録が確実になされていなかったこと(安全規則第7条第5項)</p> <p>(4)運転者に対する点呼の記録の保存が確実になされていなかったこと(安全規則第7条第5項)</p> <p>(5)運転者の乗務について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第8条)</p> <p>(6)運転者台帳の作成が確実になされていなかったこと(安全規則第9条の5第1項)</p> <p>(7)高齢運転者に対して事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項についての特別な指導が不適切であったこと(安全規則第10条第2項)</p> <p>(8)高齢運転者に対して法令で定められた適性診断を受診させていなかったこと(安全規則第10条第2項)</p> |
| 当該違反点数(営業所) | 9点 |
| 違反点数(事業者) | 9点 |

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

| | |
|-------------|--|
| 行政処分等の年月日 | 令和5年2月24日 |
| 事業者の氏名又は名称 | くるしま運送有限会社(法人番号1500002018170)(代表者 長谷部正利) |
| 事業者の所在地 | 愛媛県今治市東鳥生町5-16 |
| 営業所の名称 | 本社営業所 |
| 営業所の所在地 | 愛媛県今治市東鳥生町5-16 |
| 行政処分等の内容 | 輸送施設の使用停止(40日車)、文書警告 |
| 主な違反の条項 | 貨物自動車運送事業法第9条第3項前段、第17条第1項第1号、第2号、第4項 |
| 違反行為の概要 | <p>令和4年8月3日及び同年10月14日、貨物自動車運送事業に関する監査方針に基づき監査を実施したところ、5件の違反が確認された。</p> <p>(1)営業所に配置する車両数等の変更を届け出ていなかったこと(貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号)</p> <p>(2)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間及び連続運転時間の限度を超え、また所定の休息期間が十分確保されない状態で乗務していた者があったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)</p> <p>(3)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、1箇月の拘束時間の限度を超えて乗務していた者があったこと(安全規則第3条第4項)</p> <p>(4)整備管理者に対して、法令で定められた研修を受講させていなかったこと(安全規則第3条の4)</p> <p>(5)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督の記録に記載すべき事項が不適切であったこと(安全規則第10条第1項)</p> |
| 当該違反点数(営業所) | 4点 |
| 違反点数(事業者) | 4点 |

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

| | |
|-------------|--|
| 行政処分等の年月日 | 令和5年2月28日 |
| 事業者の氏名又は名称 | 綾川運輸株式会社(法人番号2470001006996)(代表者 浜崎孝) |
| 事業者の所在地 | 香川県綾歌郡綾川町萱原517番地12 |
| 営業所の名称 | 本社営業所 |
| 営業所の所在地 | 香川県高松市香南町西庄318-6 |
| 行政処分等の内容 | 輸送施設の使用停止(70日車)、文書警告 |
| 主な違反の条項 | 貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号、第2号、第4項、道路運送車両法第48条、第49条 |
| 違反行為の概要 | <p>令和4年11月22日及び同年12月2日、利用者等からの苦情等を端緒として監査を実施したところ、10件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間及び連続運転時間の限度を超え、また所定の休息期間が十分確保されない状態で乗務していた者があったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)</p> <p>(2)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、1箇月の拘束時間の限度を超えて乗務していた者があったこと(安全規則第3条第4項)</p> <p>(3)事業用自動車の定期点検整備等を実施していなかったこと(安全規則第3条の2)</p> <p>(4)事業用自動車の定期点検整備の記録の保存が確実になされていなかったこと(安全規則第3条の2)</p> <p>(5)運転者に対する点呼が確実になされていなかったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)</p> <p>(6)運転者に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項)</p> <p>(7)運転者の乗務について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第8条)</p> <p>(8)運行記録計による記録が確実になされていなかったこと(安全規則第9条)、</p> <p>(9)運転者台帳の作成が確実になされていなかったこと(安全規則第9条の5第1項)</p> <p>(10)運転者台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第9条の5第1項)</p> |
| 当該違反点数(営業所) | 7点 |
| 違反点数(事業者) | 7点 |

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

| | |
|-------------|---|
| 行政処分等の年月日 | 令和5年2月28日 |
| 事業者の氏名又は名称 | 高瀬ロジスティクス株式会社(法人番号3500001008914)(代表者 高瀬宏之) |
| 事業者の所在地 | 愛媛県西条市新田75-1 |
| 営業所の名称 | 本社営業所 |
| 営業所の所在地 | 愛媛県西条市新田75-1 |
| 行政処分等の内容 | 輸送施設の使用停止(40日車)、文書警告 |
| 主な違反の条項 | 貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号、第2号、第4項、道路運送車両法第52条 |
| 違反行為の概要 | <p>令和4年11月11日及び同年同月21日、第一当死亡事故を端緒として監査を実施したところ、5件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間及び連続運転時間の限度を超え、また所定の休息期間が十分確保されない状態で乗務していた者があったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)</p> <p>(2)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、1箇月の拘束時間の限度を超えて乗務していた者があったこと(安全規則第3条第4項)</p> <p>(3)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、運転者が一の運行における最初の勤務を開始してから最後の勤務を終了するまでの時間が144時間を超えていた者がいたこと(安全規則第3条第4項)</p> <p>(4)整備管理者の変更の届出をしていなかったこと(安全規則第3条の2)</p> <p>(5)新たに雇い入れした運転者及び高齢運転者に対して事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項についての特別な指導が不適切であったこと(安全規則第10条第2項)</p> |
| 当該違反点数(営業所) | 4点 |
| 違反点数(事業者) | 4点 |

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。